

平成29年 3月23日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	牛島	義光
事務局 参事 兼 次長	古賀	安博
主 任	服部	敬
書 記	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	(中園昌秀)
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	小 波 慶一郎
新社会推進部長	室 園 哲 也
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	橋 本 吉 史
地域振興課長	松 尾 一 秋
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	石 井 稔 郎
税 務 課 長	堤 英利子
納 税 課 長	川 島 幹 夫
子育て支援課長	平 嶋 智 子
介護長寿課長	山 口 昭 弘
環 境 課 長	原 田 英 雄
スポーツ振興課長	池 田 孝 治
農業振興課長	平 島 英 敏
林業振興課長	井 上 秀 樹
学校教育課長	持 丸 末 喜
黒木支所長	藤 田 良 徳
立花支所長	井 上 武 明
上陽支所長	井 上 明
矢部支所長	江 田 伸一郎
星野支所長	井 上 茂 美

議事日程第6号

平成29年3月23日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第2 議案上程・説明
 - 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙
 - 第5 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

- 議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算
- 議案第24号 平成28年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第35号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
- 議案第37号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計予算
- 議案第38号 平成29年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計予算
- 議案第34号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算
- 議案第36号 平成29年度八女市下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成29年度八女市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 平成29年度八女市水道事業会計予算
- 請願第1号 市道酒井田線の道路拡張整備に関する請願
- 平成28年請願第3号 「ペット霊園設置の許可等に関する条例」の制定に関する請願

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

- 議案第46号 財産の減額貸付けについて

議案第47号 公平委員会委員の選任について

議案第48号 教育委員会委員の任命について

議案第49号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案第1号 委員会提出議案第1号（八女市議会議員定数条例の一部を改正する
条例）に対する修正案提出について

委員会提出議案第1号 八女市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

委員会提出議案第2号 八女市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙

第5 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。3月定例会も本日が最終日となりました。よろしくお願いをいたします。

お知らせいたします。お手元に議案書、委員会提出議案、提案理由書、人権擁護委員候補者推薦資料及び委員長報告書を配付いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 委員長報告

○議長（川口誠二君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました議案第23号及び議案第32号、以上2件を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（大坪久美子君）

皆様おはようございます。傍聴においでいただきました皆様方、大変にありがとうございます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）及び議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算の審査結果を報告いたします。

2回の委員会全体会を經まして、議案第23号並びに議案第32号を賛成多数で原案のとおり

可決しておりますことを、まづもって御報告いたします。

以下、各分科会から報告いただいた審査内容の概要を申し上げます。

まづ、議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）でございます。

総務文教分科会から3点の報告がございました。

まづ、大淵体験交流施設の利用者数と八女東部スポーツ公園とのかかわりについては、宿泊者3,000人を見込んでスタートし、熊本地震の影響で約1,600人の利用者数にとどまったものの、この秋にはアビスパ福岡のサッカースクールが開催されるので、100名規模の予約が予定されている。

次に、山村滞在施設整備工事費で何をどう高級化するのか。また、リピーターとして訪れてもらうための計画には、内装やバス、トイレ等で高級感を出し、庭も整備して景観に配慮し、各種メディアや新聞、インターネットなどでのPRを計画している。年間の宿泊客数3,000人、グリーンピア八女や池の山荘を参考に、平日50%、休日前80%の稼働を目標としている。

福岡の森八女の木拠点施設については、旧八女郡役所を拠点施設として整備した後、八女産の木材を使ったショールームとして活用するための、内装の設計や家具関係の開発デザイン料を計画しているとの報告がありました。

次に、厚生分科会からは2点ございます。

個人番号カードの今後の活用方法については、現在3,099件を交付し、その交付率4.75%であること、現在は身分証明書としての利用であるが、今後、住民票等のコンビニ交付を予定している。

地域介護・福祉空間整備等事業補助金の減額については、防犯と防災対策事業に関して事業所と協議を行ったが、防犯対策事業のみ国の内示があったための減額であること。

建設経済分科会から1点。

中山間地域等直接支払制度事業費交付金の減額については、各支所単位で集落と面積増の推進を図っているが、集落数、面積とも見込みを下回った分を減額していること。ただし、年度の実績を見れば、集落数も面積もふえてきている。

以上が議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）でございます。

なお、討論におきまして、反対討論が1件ございました。山村滞在施設に関する地元との話し合いが十分になされていないことから反対するとの内容でございました。

続きまして、議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算でございます。

総務文教分科会から4点ございました。

空き家バンク事業の拡充策について、家財の撤去費用や敷地の除草費等について新たに補助を行い、よりよい状態の空き家を登録していただけるシステムを構築するとともに、水回

り改修に経費がかかるため、現行の補助金に増額を検討している。

若年世帯家賃等支援補助事業の内容と対象者について、家賃補助は、実質家賃負担額の2分の1、月額上限20千円を2年間。非賃貸住宅へ引っ越し費用補助は、実質負担額の2分の1、上限100千円を1回限り。家賃補助は60件、引っ越し費用補助を50件見込んでいる。対象者は、夫婦であれば合計年齢が80歳未満、ひとり親の場合は、中学生以下の子どもがいる40歳未満を対象。

集落支援員設置事業と今後の構想については、集落の実態把握や集落点検を行い、対住民、対行政の間に入って話し合いを促進する大きな役割があるので、地域に住む信頼ある人材を推進していただきたいという考え方で、モデル的に1名を笠原地区に配置する。実績評価と検証を行い、ほかの地域にも広げていきたい。

ファイナンシャルプランニング業務の相談状況と消費生活センターとの連携については、月1回、年間12回を開催。1日に10人の相談が可能なので、年間120件の相談を受けることができる。今年度は約80件の相談を受けている。納税相談で税金以外の相談がある場合は、消費生活センターを紹介することもある。

厚生分科会からは5点ございました。

在宅支援住宅改修補助金の内容と対象年齢については、要介護認定を受けていない高齢者に対して市単独で住宅改修補助事業を実施するもの。補助率は9割で上限50千円、手すりの設置や段差の解消などの申請を40件見込んでいる。対象者は65歳以上で、介護予防の観点から介護リスクの高い方が対象となる。

保育所等整備事業費補助金については、忠見保育園と星野保育所星光園の改築に対する補助金である。忠見保育園は園の南側に建築予定。星光園は星野小学校西側に移転の予定。

各種がん検診委託事業の内容は、がん検診の種類によって料金が異なっていたものを一律500円とするものであること。

浄化槽設置整備事業費補助金の拡充については、現行から25%の上乗せをすることと、新たな制度として、既存の単独浄化槽、またはくみ取り式から合併浄化槽に転換する場合は、1基当たり100千円の上乗せをする。

資源ごみ分別収集業務については、平成29年度からガラス、陶磁器類の分別収集を行うこと。また、プラスチックの分別を南筑後地区合同で検討中。

最後に、建設経済分科会から2点ございました。

県営中山間地域総合整備事業の実施について、作物を生産しやすい土地として整備することがこの事業ではないかとの質問に、基本的なところまでが国の事業で、ほ場の部分は原則として栽培者の負担である。しかしながら、そのために営農を断念するというのも問題があるので、検討を進める。

矢部地区観光物産交流施設の整備工事費とあるが、まだオープンして1年。その計画については、駐車場が手狭なため拡張する計画があると報告がございました。

以上が全体会における各分科会からの報告事項の概要でございます。

なお、討論におきまして、反対討論が3件ございました。

1、問題が多いマイナンバー制度と税金の滞納処分に関する年金差し押さえの問題、さらに同和対策事業は一般施策に完全移行すべきであることから反対する。

2、子育て施策の内容によっては所得制限を設けること、職員給与を市内給与所得者に合わせることを求めることから反対する。

3、八女東部スポーツ公園の完成以降、多額の経費が追加支出されることから反対するとの内容でございました。

以上が議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算関係でございます。

冒頭申し上げましたとおり、両議案とも原案のとおり可決をいたしておりますけれども、ただいま御報告いたしました審査の概要と各分科会審査の中で出された意見、内容を執行部で情報共有していただき、予算執行に生かされるように申し上げます。

最後に、本特別委員会及び各分科会に当たり、熱心な審査をいただいた委員各位にお礼を申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）に対する委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

議案第23号 平成28年度八女市一般会計補正予算（第5号）に対し、委員長はこれを可決との報告でしたが、私は反対の立場で討論を行います。もちろん全てに反対ではありません。ただ、矢部地区で展開される観光を中心とした東部活性化事業に不安を抱くからであります。

その論議は何度もやりとりをしてきたので省きますが、その中で、一昨年の議会では、地元の方々と今から議論をしながら一体何ができるのか。グリーンツーリズムという観点から、そういった議論をしながら事業の推進を図っていくと言いながら、グリーンツーリズムについての観点をもちながらの地元との論議がなされたとは聞いておりません。今後のことは、商工観光課と矢部支所、それに指定管理者になったところが進めるとの話です。これも、事業の進め方として納得できないところでもあります。コテージを一つの拠点として進められる

この事業は、地域の皆さんの理解と協力がなければ成功はしないと思っております。そういった意味では、不十分さと不安で納得できません。

ほかに異論はありませんが、一括審議のため、この議案に反対を表明し、討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算に対する委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（森 茂生君）

議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。もちろん全てに反対ではありませんけれども、次の項目において反対するものであります。

まず第1番目に、歳入の1款市税についてであります。

個人市民税では、滞納繰越分39,000千円が計上されておりますが、この中には、滞納処分により強制徴収した分も含まれているかと思いますが、逆に納税緩和による影響などが反映されていないのではないのでしょうか。なぜなら、八女市では、今日まで納税緩和策がほとんどとられておりません。平成27年度はゼロです。強権的に徴収する滞納処分と、逆に徴収を緩める納税緩和策の両方が、現実に即して双方が適切に執行される前提で一連の税体系が構築されていると思われま

す。そういう意味からしますと、滞納処分だけが執行されるという非常に偏った税務行政と言わざるを得ません。

納税緩和策の一つに、地方税法に基づくものがあります。八女市税条例では、第19条の2に該当するものですが、市町村長は、特別な場合、延滞金を減免できるという規定があります。しかし、減免するには明確な定めが必要になりますけれども、明確な定めがないまま現場の判断で恣意的に延滞金が減免されている気がします。延滞金減免について明確な定めが必要ではないのでしょうか。

執行部が言う法に基づかない納税緩和措置とは、納付誓約書のことです。この納付誓約書には幾つかの問題があります。まず、この納付誓約書は、民法147条の時効が中断する承認に該当するものです。しかし、誓約書を書けば、5年の時効が振り出しに戻るということが説明されておりません。書面にもそのことは一切記述されておりません。説明責任を十分果たすべきではないでしょうか。納付誓約書をとることで、分割納付を認めたり、延滞金を減免したり、さらには差し押さえ承諾書にまでなっているのがこの納付誓約書です。法に基づかないために、誓約書どおり真面目に税金を払っても、督促状が送られてきたり、突然差し押さえを受けたり、担当者がかわり一括払いを求めたりして、各地でさまざまな問題が発生しているのが現状です。国税徴収法や地方税法にも書かれていないこのようなやり方は、違法行為と言わざるを得ません。

2番目に、同和関係予算であります。

私たちの立場は、不公正な同和行政は改めて、直ちに一般対策に移行すべきだという基本的な考えです。

平成29年度予算にも多額の同和予算が計上されております。その中の一つに、10款4項、8目の同和地区教育活動補助金として2,355千円が計上されております。いわゆる団体補助金の使い道については、いろいろなところから、いろいろな立場から問題があるという声が寄せられております。厳正なる対応を求めるものであります。

3番目に、マイナンバー関係予算であります。

マイナンバー制度は、当初より情報漏えいが一番心配されておりましたけれども、2016年度上半期で個人情報漏えい件数は66件です。うち2件が重大事態と個人情報保護委員会からの発表がっております。また、マイナンバーを取得しても、便利になったという声は聞いたことがありません。そのために、普及もほとんど進んでおりません。八女市の場合、普及率は4.75%ということです。このマイナンバー制度は、国民にとってメリットがほとんどないばかりか、情報漏えいなども含めて、制度そのものが極めて有害な制度であります。

以上の理由により、議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算に反対を表明するものであります。議員の皆さんの御賛同をよろしく願いして、反対討論を終わります。

○8番（伊井 渡君）

議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算に関しまして反対の立場で討論いたします。

この件に関しまして、私、これまでも何回も申してまいりましたが、やはり職員の年収、それから福利厚生費を含めたところの年間人件費、こういったことに関しましては、総務省も新地方行政改革指針、この中におきまして、厳しい地域経済を背景に地方公務員給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかという厳しい批判があることを踏まえ、給与改定に当たっては、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し、なお、地域における職

員給与と民間給与の官民格差をより一層正確に算定できるよう取り組むこと、このような要請がなされております。

地方公務員法第24条におきまして、職員給与は、生計費、国家公務員給与、地方公務員給与、そして民間給与の事情を考慮し定めなければならないとあります。ここにあります国家公務員給与につきましては、これまで申しましたように、人事院が、あるいは県の人事委員会が、企業規模50人以下の従業員数、福岡県の全従業員のうち約6割の方がここに該当されます。八女市におきましては7割の方がここに該当されるわけですが、どうしたことか、ここからは全く調査がなされておられません。

一方、企業規模500人以上の従業員数、福岡県におきまして約1割ほどですが、ここからは4割近くも調査がなされるなど、余りにも大企業に偏り過ぎた調査がなされております。このような調査を行えば、当然、国家公務員さんの給与が高くなるのは当然なことです。また、ラスパイレス指数100の地方公務員さんの給与が高くなるのも当然なことです。

日本国憲法におきまして、公務員とは、社会全体への奉仕者とあります。要するに、こういった法律的な観点からしましても、また、市民の皆様方の感情、格差を無くす会の趣旨に賛同をされ、署名をされました約800世帯、900名の方々、こういったことからしまして、やはり職員の年収、人件費等、市内給与所得者水準が適正であると考えます。

現在、職員の平均年収、約6,300千円から6,400千円、そして福利厚生費を含みましたところの年間人件費に関しましては約8,700千円と、市内給与所得者の2倍近くにも達しております。こういったことでは市民の皆様方の納得は得られないと思います。それで、職員の給与、人件費等、市内給与所得者水準に適正化を行い、その財源で、固定資産税、それから市民税の大幅な引き下げ、私の試算によりますと、現在の半分近くぐらいまで引き下げることが可能なようですが、こういった大幅な減税を行うことによって、今こそ本当に苦しい生活をされている市民の皆様方の負担軽減を図る予算を計上すべきではないかと存ずるところでございます。こうすることによって、私はもう間違いなく八女市は活性化している次第でございます。

それから、第1子誕生に50千円、それから第2子誕生に80千円、そして第3子誕生に100千円が支給されますやめっこ夢祝金支給事業、小学校入学時に30千円、中学校入学時に50千円が支給されます入学祝金事業、そして、中学生までの通院、入院にかかります医療費の大部分を負担します子ども医療対策事業、こういった事業に関しましては、現在、この長引く不況で倒産に遭われたり、リストラされたり、あるいは収入が大幅に落ち込んだままであったり、あるいは全従業員の約4割ほどにも達している非正規社員、そういったことで、もちろん子どももつくりたい、結婚もしたい、しかし、そういったことを諦めざるを得ない方々、

多数おられます。そしてまた、そういった方々の税金が、別に出産祝金とか入学祝金とか、そういったものを支給されなくても十分に子どもをつくり育てることができる家庭の方々に使用されますことに、私、不公平ではないか、矛盾を感じるところでございます。それで、こういった事業に関しましては、貧困家庭とか、そういった本当に生活に苦勞されている、そういったところに限定的に支給する、所得制限を設けるのは当然なことではないかと存ずる次第でございます。

合併算定替えになりますが、平成26年度、約26億円の合併算定替えが地方交付税の中に含まれておりましたが、平成27年度から段階的に5年をかけ、平成32年度には全く来なくなってしまうと思います。このように、八女市の財政事情、ますます厳しくなっていくわけでございますが、そして、団塊の世代の方々が後期高齢者、75歳になられます2025年まで高齢化率はますます高くなってまいります。現在でも非常に高くなっております医療費、そして、国民健康保険料、こういった市民の皆様方の御負担、それから八女市の負担、ますます高くなってまいります。それで、やはり事業というものは必要最低限にとどめ、費用対効果、こういったことも今まで以上に十分に考えていかねばならないのではないかと思っている次第でございます。

我が国の国家予算、昨年同様、補正を含めれば100兆円近い膨大な額になると存じますが、そのうちの実に約4割近くが国債発行、あるいは金融緩和といった借金で賄われ、地方に仕送りをされる、自主財源は3割しかない八女市でございますが、そういった国といったところから7割近くを依存している。そして、そういったことでできた借金が1,000兆円を超え、なおかつふえ続けている。こういった我が国の厳しい事情、経済状況、もうそういったところも八女市の予算に反映していくべきではないかと思っているところでございます。本当にこのまま何の改善もなくいってしまえば、私は日本もギリシャみたいに財政破綻をしてしまうのではないかと、大変心配、危惧をしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、反対討論といたします。よろしく願い申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

私も議案第32号 平成29年度八女市一般会計予算、反対の立場より討論いたします。

私も全てには反対ではございませんけれども、八女東部スポーツ公園クラブハウス建設事業、これが当初つくられるときに、天然芝の公式試合ができる2面ということで、その当時もシャワー室等は必要ないですかということによっておりましたけれども、その当時はグリーンピア八女を使うということで回答を得ておりましたところ、今回はクラブハウスということで、当然そうなれば、正式な公式試合であれば、当然照明も必要だろうし、あるいは観客席も必要だろうということが当然この後出てくると思います。やはり当初言われたように、グリーンピア八女を使うということで了承しておりましたけれども、こういうふうの後

から後から出てこれると、予算が当初の予算よりどのくらい膨らむのか、検討もつきません。そういうことで反対をいたします。

以上です。

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続きまして、厚生常任委員会に付託されました議案第24号、議案第35号、議案第37号、議案第38号及び議案第40号、以上5件を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（小川栄一君）

厚生常任委員会に付託されました議案第24号、議案第35号、議案第37号、議案第38号、議案第40号について審査いたしました概要並びに結果について一括して御報告申し上げます。

まず、議案第24号 平成28年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

今回の補正の主なものは、決算見込みによる医療費の減額と国保税の追加及び国・県支出金の減額であるとの説明を受けました。

委員より、決算見込みによる法定外繰入金の額はとの質問に対し、426,974千円と見込んでいたとの回答がありました。

次に、議案第35号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額2,047千円であり、前年度と同額であるとの説明を受けました。

委員より、来年3月に議案として権利の放棄が出てくる可能性はあるのかという質問に対しまして、相続人の動向により可能性はあるとの説明を受けました。

次に、議案第37号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額7,673,624千円で、保険給付費の伸びにより対前年度費7.5%の増との説明を受けました。

委員より、生活支援コーディネーター業務委託料について、委託先はどこを考えているのか

との質問に対しましては、平成28年度に引き続き社会福祉協議会に委託を考えており、平成29年度は八女市全域と旧市町村を単位とする日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置したいとの説明を受けました。それに対して、地域包括支援センターとの連携を含め、効果のある業務委託にしてほしいとの意見が出ております。

次に、議案第38号 平成29年度八女市後期高齢者医療特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額1,042,397千円で、対前年度比5.7%の増との説明を受けました。

委員より、対象者1人当たりの医療費はとの質問に対し、八女市の場合、平成27年度で1人当たり1,123,445円との回答がありました。

また、委員より、市民に対して1人当たりの医療費を示すことも必要ではないかとの意見も出されました。

次に、議案第40号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額74,005千円で、対前年度比13.3%の増との説明を受けました。

委員より、発電機設置はいつごろの予定で工期はどのくらいかとの質問に対し、工期については、特別発注のため3カ月ぐらいを見込んでおり、夏ごろまでには設置したいとの回答を受けました。また、ジェネリック医薬品の利用について、市から要望はしているかとの質問に対し、経費削減のために利用していただくようお願いしているとの回答を受けました。

採決の結果、当委員会といたしまして、5議案とも全員賛成で原案のとおり認めることといたしました。

議会におかれましても御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第24号 平成28年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成29年度八女市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、建設経済常任委員会に付託されました議案第34号、議案第36号、議案第39号、議案第44号及び請願第1号、以上5件を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（石橋義博君）

建設経済常任委員長の報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました議案第34号、議案第36号、議案第39号及び議案第44号、以上4件につきまして、審査をいたしました概要並びに結果について一括して御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第34号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算について、黒木地区及

び星野地区の簡易水道施設の維持管理費とその経営に要する経費であり、工事請負費の主なものは、簡易水道統合事業により隣接する水道区域を結ぶ連絡管の新設や老朽化した水道管の更新であるとの説明を受けました。

次に、議案第36号 平成29年度八女市下水道事業特別会計予算では、前年度と比べて工事費が減額となっている理由については、平成29年度整備予定の区域面積が前年度より少ないためであるとの回答を受けました。また、下水道区域での加入率及び未接続世帯への対応を確認し、引き続き加入の促進に向けて取り組んでいくよう求めました。

次に、議案第39号 平成29年度八女市農業集落排水事業特別会計予算では、予算総額が年々減っている要因はとの質問に対し、平成28年度までは施設の老朽化を調べる機能診断と改修計画を立てる最適整備構想の策定業務委託料などに支出しているためとのことでした。

次に、議案第44号 平成29年度八女市水道事業会計予算では、水道料金の滞納金額とその対処について質問し、原則として2期前の分を滞納している場合は、まずは給水停止予告通知書を送付し、それでも納付されない場合は訪問により給水停止業務も行っているとのことでした。ただ、水は生活していく上で欠かせないものであるため十分な話し合いを行い、慎重な対応が必要であるとの意見も出されました。

以上が審査の概要ですが、議案第34号、議案第36号、議案第39号及び議案第44号それぞれに採決しました結果、4議案とも全員賛成で原案どおり認めることに決しました。

議会におかれましても、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、建設経済常任委員会に付託されました請願第1号 市道酒井田線の道路拡張整備に関する請願については、撤回の申し出がございましたので、その旨、議長において議会に諮っていただきたいと存じます。

以上、建設経済常任委員会の委員長報告といたします。

以上です。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第34号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成29年度八女市下水道事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成29年度八女市農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成29年度八女市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 市道酒井田線の道路拡張整備に関する請願について、委員長報告は請願撤回の申し出がなされたということであります。

お諮りいたします。請願第1号撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号撤回の件を許可することに決しました。

次に、平成28年第5回八女市議会定例会において厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました請願第3号 「ペット霊園設置の許可等に関する条例」の制定に関する請願を議題といたします。

厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（小川栄一君）

平成28年12月定例会において厚生常任委員会に付託されました請願第3号 「ペット霊園設置の許可等に関する条例」の制定に関する請願について、閉会中の継続審査として調査並びに審査いたしました経過について御報告申し上げます。

厚生常任委員会といたしましては、閉会中に本請願にかかわります当該箇所の現状を把握するため現地調査を行い、さらに、福岡県内で唯一条例を制定している糸島市を視察しました。その上で、執行部とも意見交換を行いながら議論を重ねてきましたが、結論に至りませんでしたので、再度、継続審査とすることに決しました。

議会におかれましても御賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

平成28年請願第3号に対する委員長の報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、平成28年請願第3号は閉会中の継続審査といたします。

日程第2 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案4件、委員長より議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、議案4件、委員会提出議案2件を一括議題といたします。

暫時休憩いたします。午前11時まで休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に委員会提出議案第1号の修正案を受け付けました。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

この修正案の取り扱いを協議するため、議会運営委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

○議会運営委員会委員長（服部良一君）

議会運営委員会から報告をいたします。

委員会提出議案第1号に対する修正案の取り扱いについて審査を行いました。

まず、議長において、本修正案を日程に追加することを議会に諮っていただき、原案と修正案を一括議題として取り上げていただくよう決しました。

なお、質疑及び討論につきましては、御理解を得やすいように修正案から原案へと個別に進めていただき、採決に移っていただくよう要望したところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（川口誠二君）

議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、修正案を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。修正案1件を議題に追加することに決しました。

これより、順次、提案理由の説明を求めます。

初めに、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまです。

平成29年第1回八女市議会定例会において、報告1件及び議案45件を御承認いただき、まことにありがとうございます。今定例会にさらに4件を追加提案いたします。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第46号 財産の減額貸付けについて、御説明申し上げます。

本案は、旧下辺春小学校の土地、建物の一部を、小規模多機能型居宅介護施設の運営を行っている事業者にも、通常より低い金額で貸し付けようとするものでございます。

小規模多機能型居宅介護施設は、通所サービスを中心に、訪問や泊まりのサービスを柔軟に組み合わせ、高齢者の在宅での生活を支える地域に密着した施設であり、市として普及に努めているところでございます。

当該施設は、平成22年10月から本事業者に無償で貸し付けを行っております。市が事業者と結んだ基本協定では、固定資産税相当額を負担していただくことを基本としつつ、改修工事期間6カ月と事業開始後の3年、さらに本年3月31日までの3年間、それぞれ議会の議決をいただきながら無償で貸与してまいりました。

4月以降は有償となりますが、貸付料の基本的な考え方としては、仮評価額の5%でございます。

しかしながら、廃校施設を有効活用するものであり、継続的な安定した事業運営を支援する意味からも、当初の基本協定どおり固定資産税相当額とすることで減額して貸し付けたいと考えております。

議案第47号 公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、公平委員会委員長の熊谷ミヨシ氏が本年4月1日をもって任期満了となりますので、後任の委員として秋山朗子氏を選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり公平委員会は、3人の委員をもって組織され、任期は4年であります。

主な職務は、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置要求などを審査判定する重要な職であります。

したがいまして、選任の要件といたしましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し、識見を有する者と定められております。

秋山氏は、昭和48年3月に佐賀大学教育学部を卒業後、同年4月に福岡市立御供所小学校に教諭として採用された後、八女市、広川町、瀬高町の各小学校の勤務を経て、八女市立三河小学校長を最後に平成23年3月に退職をされております。

秋山氏は、人格、識見ともにすぐれ、公平委員として適任者であると存じます。議会におかれましても十分御審議をいただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第48号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、保護者であるものとして任命された教育委員会委員の山崎久美子氏が本年3月23日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の定数は4人で、任期は4年でございます。委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とされております。

さらに、同条第5項の規定によりまして、「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。」とされています。

山崎氏は、平成2年3月、福岡大学人文学部を卒業後、医療、介護関連の企業に勤務をされておりました。

現在、八女市スポーツ推進員として9年目を迎えられ、地域の社会体育の振興にも御尽力をいただいております。

学校関係では、福島小学校と福島中学校においてPTA副会長を歴任されました。性格は温厚誠実で、常に大局的な立場に立った判断をされ、人格、識見ともにすぐれ、教育委員会委員として適任者であると存じます。議会におかれましても十分に御審議をいただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第49号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

教育委員会委員の任命に関する法的な根拠は、先ほどの議案第48号において説明させていただいたとおりでございます。

本案は、教育委員会員の金ヶ江悦子氏が本年3月23日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

金ヶ江氏は、昭和35年3月に福岡県立明善高等学校を卒業後、同年4月から昭和40年まで日本専売公社福岡地方局に勤務され、昭和39年には全国産業人バレーボールで優勝された実績をお持ちであります。

現在は、八女市体育協会副会長として、また、八女市総合型地域スポーツクラブSOUTHクラブ会長として活躍をいただいております。

金ヶ江氏は、人格、識見ともにすぐれ、教育委員会委員として適任者であると存じます。

なお、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第4条の規定により、教育の政治的中立性の確保の観点から、4人の教育委員が毎年1人ずつ交代することとなったため、金ヶ江氏の任期につきましては1年間とするものでございます。

議会におかれましても十分御審議をいただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（川口誠二君）

次に、議員定数等調査特別委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

委員会提出議案第1号 八女市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議員定数等調査特別委員会は、議員の定数だけでなく、議員報酬、委員長手当、政務活動費などについてどうあるべきかを調査する目的で、平成27年6月に設置をされました。この間、17回の委員会審査を重ねてまいりました結果、議員の定数について結論が出ましたので、ただいまから条例改正の提案理由を申し上げます。

まず、委員会の審査結果から申し上げます。

八女市議会議員定数等調査特別委員会は、八女市議会の議員定数を現行の26人から4人減員し、22人とすることが適当であると決定いたしました。

なお、22人の定数は、次の一般選挙、予定では平成31年春の統一地方選挙から適用となります。

次に、議員定数を減員する主な理由を4点申し上げます。

1点目、八女市議会は、八女市議会基本条例を八女市議会の憲法と位置づけています。この基本条例の第18条に、むやみに議員定数を減らす必要もないとありますけれども、人口、面積、財政力などを十分考慮して定数を決定するとある以上、これらの論点を整理していけば、昨今の議員定数は減員の方向を示していること。

2点目、八女市と同規模の市を比較調査した結果、議員定数は22人から23人が平均であること。

3点目、活発な討議は委員会こそ発揮されます。委員会主義をとっている八女市議会の委員会の適正人員を特に重要視すれば、1常任委員会当たりの委員数は7人、これに委員会に所属しない議長を加え22人となること。

4点目、議会費の割合は、平成27年度一般会計決算比で0.8%、市政に財政健全化を求めている以上、議会もその姿勢を示すことが重要であること。

次に、議員定数を22人とした考え方でございます。

八女市議会みずからが議員定数について調査研究するために本特別委員会を設置した意義を考慮し、市民の理解を得られる定数の論議と審査を重ねてきたところであり、さきに述べました理由により議員定数を22人としたものであります。

以上が議員定数に関する提案理由でございます。議会におかれましてもよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川口誠二君）

次に、修正案提出者、萩尾洋議員より提案理由の説明を求めます。

○10番（萩尾 洋君）

提案理由の説明をいたします。

八女市議会議員定数等調査特別委員会委員長の提案の一部を改正する修正案、議員定数26人を22人とすべしとの発議が特別委員会から報告されましたが、定数削減すべきではないとの市民の声も多く、その意見は反映されていないと思います。

八女市の面積が広大なだけでなく、地域の特性も多種多様であり、議員数を減数することが良化することとは限らず、一旦削減したものは取り戻すことはできません。他市とのつり合いを考えた場合も、面積の分を無視できないのではないのでしょうか。ましてや、市長と議員は二元代表制と言われる中、広大な面積を持つ八女市の市民の声を行政に生かすことがますます困難になってきます。

しかしながら、社会情勢から削減やむなしということであれば、26人から22人ではなく、26人から24人とすると判断します。

よって、今回の議員定数案は、22人ではなく24人の修正案を提案します。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

以上。

○議長（川口誠二君）

最後に、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（服部良一君）

委員会提出議案を説明いたします。

委員会提出議案第2号 八女市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

現在、議員が長期間にわたり議会の定例会、あるいは委員会等を欠席した場合に、議員報酬や期末手当の支給について不支給や支給停止とする規定がないため、議会等に出席の実績がなくても議員報酬等を全額支給することとなっております。

本案は、このような現状を踏まえ、近隣市及び県内各市の対応等を勘案しながら、議員としての役割や責任を強く認識し、より一層市民から信頼され市民の負託に応える議会を目指し、本市議会においても、議員が連続する2回の定例会と、その間に開かれる会議等の全てを欠席した場合または逮捕、拘束され、議会の会議等に出席できない場合に、議員報酬及び期末手当を不支給または支給停止とすることができるよう八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定めようとするものでございます。

議会におかれましても御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（川口誠二君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第46号 財産の減額貸付けについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

今出てきましたので、急いで読みましたけれども、財産の減額貸し付けということで、通常よりも低い金額で貸し付けるという内容ですけれども、通常は幾らになるのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（山口昭弘君）

通常は、仮評価額の5%でございます。

○21番（森 茂生君）

そしたら、仮評価額の5%は金額にして幾らになりますか。

○総務課長（馬場 解君）

私のほうでお答えいたします。

通常の価格で、5%で計算しますと1,221,800円となります。

○21番（森 茂生君）

わざわざ「仮」という仮評価がついています。仮評価と通常の評価、仮ですので、あくまで仮でしょうから、本当の評価は幾らになるのか、お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

ここで仮とついておりますのは、市の施設等については非課税ですので、評価等もしておりませんので、仮にこれを評価するということの意味の仮となります。

以上です。

○21番（森 茂生君）

はい、わかりました。この4月より固定資産税相当額を負担していただくということのようですが、それではなくして、仮評価額の5%にする。しかしながらということで、またここで変わってきます。当初の基本協定どおり固定資産税相当額は幾らになるのか、お尋ねします。

○立花支所長（井上武明君）

金額といたしまして、381千円でございます。

○21番（森 茂生君）

1,220千円と380千円程度でかなり誤差がありますけれども、これを読みますと、当初の基本協定どおりということで固定資産税相当額となっています。当初の基本どおりにやってお

れば380千円云々ということになりますけれども、わざわざ今度は仮評価額の5%というのが出てきます。なぜこのような、当初の基本協定どおりいけばそのままでしょう。何でそこで仮評価額の5%という数字が出てきたのかが理解に苦しみますけれども、御説明をお願いします。

○総務課長（馬場 解君）

それでは、私のほうから御説明いたします。

まず、基本的な考え方でございますけれども、地方自治法の第237条に、財産の管理及び処分について規定がございます。「条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」とございます。まず、条例を見てみますと、八女市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条でございますが、普通財産の無償貸付又は減額貸付について規定がございます。その中では、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる場合を例示しております。しかしながら、本件はこれには該当いたしません。

次に、適正な対価かどうかということでございますけれども、これは市長が判断することになります。これには客観性が必要でございます。また、その基準は近傍類似の方法によるのが適当であるとされております。通常、八女市の場合は、八女市行政財産使用料条例の規定によりまして、仮評価額の5%とされております。これが先ほどの1,221,800円になります。普通財産に関する規定は特にございませんで、行政財産の例を準用している次第でございます。今回はそれよりも低い金額381千円、これが固定資産税相当額ということで、当初、基本協定で結ばれておりますので、したがって、今回、議会の議決が必要であろうということで提案をさせていただいております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

そしたら、もともとは固定資産税相当額で貸し付けるのが基本的なことだったけれども、それではまずいので、評価額の5%にして、またそれをする。当初の基本協定どおり固定資産税相当額とすることでしょう。当初から、固定資産税相当額が基本協定だったんでしょう。ということは、なぜわざわざそういう回り道をするのかがちょっと理解に苦しむところです。納得できるような説明をお願いします。

○総務課長（馬場 解君）

基本協定の固定資産税相当額、これは当初から協定でうたわれておりました。ただし、前回、前々回もですけれども、無償貸し付けする場合も、議会に提案し、承認をいただいております。今回も通常のコストよりも低うございますので、議会に出すべきであるということで判断をいたしております。

○21番（森 茂生君）

基本協定は固定資産税相当額だったけれども、それではまずいので、そのたんびに今度は議会で諮らにゃいかんということですか。今度からはもう諮らなくていいということですか。ちょっと済みません、理解が悪くて。

○総務課長（馬場 解君）

一番最初のときは、無償貸し付けということで議決をいただいております。そのときは、まだ今のこの時期に平成29年4月から固定資産税相当額でいいよという議決はいただいておりますので、基本協定は確かにございますけれども、この無償貸し付けにしましても、そのたびそのたび別途契約は結んでいる状況でございます。（「はい、わかりました。以上です」と呼ぶ者あり）

○3番（田中栄一君）

私は、この議案に関していろいろじゃないんですけれども、ほかにも、廃校跡地、あるいは建物を利用した、そして、福祉施設に利用している場所等があると思っておりますが、そちらのほうとの整合性、これが非常に重要になるんじゃないかと思っております。その部分についてどのように把握していらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○総務課長（馬場 解君）

確かに御指摘のとおり、合併前の旧町村の時代に福祉施設等を誘致されて、現在、貸し付けをしている部分がございます。そちらの分につきましては、ちょっと今手元に資料等はございませんけれども、またそういったバランスも必要であろうかと思えます。また片や今回は、市の介護保険事業計画の中に定める施設ということですね、そういった側面での減額というふうな配慮もなっておりますので、そういったことをあわせ考えましてこのような形になっているところでございます。

○3番（田中栄一君）

そういうところで、今後も整合性等を留意されましてやっていただきますようお願いしまして、質疑を終わります。

○9番（牛島孝之君）

お聞きしますけれども、これを見ますと、平成22年10月から本事業者に無償で貸し付けを行っておると。改修工事期間が6カ月と、この改修工事の当然、工事費がかかっていると思えますが、これは事業者負担でしょうか、まずお聞きします。

○介護長寿課長（山口昭弘君）

事業者負担でございます。

○9番（牛島孝之君）

貸し付ける財産として土地が4,329平方メートルのうち499平方メートル。建物について、

延べ面積が3,191平方メートルのうち368平方メートルとなっております。貸付額は年額381千円と。この建物の何年築なのか、貸付額、当然ここに土地、建物別にしてあるということは、土地が幾ら、建物が幾らと振り分けてあるからこそこういうふうに出ておると思いますが、それがわかりましたらお願いします。

○立花支所長（井上武明君）

お答えいたします。

建物の建築年次は、平成2年及び平成3年に2回にわたって建築がなされております。

それから、土地の評価につきましては、ここに示しております下辺春1312番地1につきましての評価が、先ほど申し上げました仮評価額ということになりますけれども、26,963,156円でございます。

それから、建物の評価でございますけれども、これも仮評価額になりますけれども、135,897,610円ということになっております。

○9番（牛島孝之君）

今の金額は全ての面積、建物についても全ての面積だろうと思います。当然381千円というのは、そのうちの土地については499、建物については368という振り分けをしなくちゃ、この381千円というのは出てこないと思いますが、それで間違いないですかね。

○立花支所長（井上武明君）

そのとおりでございます。

○9番（牛島孝之君）

いろいろな公共施設で今あいているようなところがありまして、土地はあれですけれども、建物については3,191平方メートルのうち368と。当然その他については改修もなされていないだろうから、そのままだろうと思います。当然そこも考えないと、この建物全体としての耐用年数、あるいは補修、そういうところが当然出てくるんじゃないかと思いますが、それについてはどういうふうなお考えですか。

○立花支所長（井上武明君）

現在のところ、建物等の管理につきましては、修繕とか、その部分につきましては市のほうでやっております。それで、今、議員おっしゃるように、建物を全てお借りしていただくのがベストなんですけれども、それにしてもやはり面積が広過ぎると。それから、土地についても、学校の敷地、それからグラウンド等ございまして、かなり広うございますので、その点を考慮しますと、なかなか全体を借りていただくというのは厳しい面があるのではないかとということでは考えております。

これからも、今おっしゃるように、廃校の施設が幾つかまた出てきますけれども、そういうことを考慮しながら検討はしていくべきだということでは考えております。

○9番（牛島孝之君）

こういうような小規模多機能型居宅介護施設と、やはり今から高齢化してくる中で必ず必要だと思います。ぜひこの事業者に頑張っていただくように、それを希望いたしまして終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第48号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第49号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決しました。

委員会提出議案第1号 八女市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について及び議員提出議案第1号 委員会提出議案第1号 八女市議会議員定数条例の一部を改正する条例に対する修正案を一括議題といたします。

質疑及び討論につきましては、議会運営委員会委員長の報告にありましたように、御理解を得やすいように、初めに修正案に対する質疑を行います。

修正案質疑を終結した後、原案に対する質疑を行います。

同様に、討論につきましても、初めに修正案の討論を行い、それを終えた後に原案の討論を行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、修正案に対する質疑を行います。

○5番（高橋信広君）

修正案に対しての質問を1点です。

修正案の中の提案理由ですが、提案理由の中に具体的なところが一つ見えていませんので、24名とされた具体的な根拠をお尋ねいたします。

以上です。

○10番（萩尾 洋君）

先ほども答弁いたしましたとおり、社会情勢から削減やむなしという声が非常に広がっているという声をお聞きしました。私の耳には全く入ってきません。しかしながら、削減やむなしということであれば、26から一挙に4人減ということではなく、徐々に減員すべきじゃないかということで24とした次第です。

以上です。

○5番（高橋信広君）

いや、いわゆる24とされましたその数値的な、あるいはデータを含めて、なぜ24なのかという根拠を示していただきたいということです。

○10番（萩尾 洋君）

私の考えとしては、1分科会、常任委員会は8名、3常任委員会がありますので、三八、二十四人でいかがかなと。そのうち議長は委員会を抜けますので、どの委員会かは7名とい

うことで、決して執行部に対して引けはとらないという考えのもとに24名としました。

以上です。

○5番（高橋信広君）

質疑終わります。

○3番（田中栄一君）

この議員提出議案には、賛成者といいますか、賛同者に特別委員会委員の方も名を連ねておられるようでございますが、特別委員会では24人という数が論議されていないということでございます。賛成者として賛同されているということは、現在の定数を維持し、民意を反映すべきだという御意見を覆されたと理解をしております。その点について、提出者が次期の議員定数を24人とする議案提出の賛同を得るときに、賛成者がどのような御意見であったのかというのを提出者にお尋ねいたします。

○10番（萩尾 洋君）

今4名、名を連ねていますが、その中で、私の思い、極力賛同していただいたと。特別委員会の中で24という数字は出ないということをおっしゃいましたが、その中で、5対3で特別委員会では22とすべきという結論が出されたということですが、その後、その特別委員会に参加していただいた方々に種々説得いたしまして、特別委員会では削減すべきだという声が多かったということをお勘案しながら、一応、真ん中をとって24とした次第でございます。

○3番（田中栄一君）

今、提出者のほうからは、真ん中をとって24としたという、俗に言う折衷案ですね。先ほど高橋議員からも、その根拠とするデータ等を示してほしいというふうなことでございましたが、あくまでもそれについては折衷案という理解でよろしいんですか。

○10番（萩尾 洋君）

特別委員会の報告で4点ありますけど、その中の1点目、人口、面積、財政力などを十分考慮して定数を決定するとある以上、減員の方向を示しているということを申されましたが、じゃ、人口だけでよろしいんでしょうか、財政面は全く上がってきていません。同じ22人、近隣は柳川市、一般会計は270億円、隣の筑後市191億円、みやま市193億円、柳川市と八女市と比べましても、八女市は100億円近い一般会計が多くあります。筑後市、みやま市と比べたら約倍です。

議会の仕事の一つにチェック機能というのがあります。財源が倍ということは、事業も倍になり、現場も倍になります。

ソフト面においても同じことが言えると思います。24という数値が決して多いとは思いませんが、また、あつてはならないことですが、予期せぬ災害発生、面積の広い分、地域に密着しなければなりません。22で事足りるのでしょうか。そういう思いから24といたしました。

以上です。

○3番（田中栄一君）

以上で質疑を終わります。

○23番（井上賢治君）

1点だけお尋ねをしたいと思いますけれども、提案理由の中に、面積を考慮するというところで22名よりも24名ということになっておりますけれども、現在、隣の日田市では、面積が666平方キロメートル、八女市よりも1.4倍ぐらい広いわけがございますけれども、人口も6万7,000人ということで議員定数は22名になっておりますが、それからまた、兵庫の丹波市は八女市とほとんど変わらない、面積は493平方キロメートル、また、人口で6万6,000人ということで議員定数は20名、そういった地域もございますけれども、確かに八女市は福岡県では、もう北九州に次ぐ2番目の面積を持っておりますけれども、面積が広大というのはどういったところで判断をしておられますか。

○10番（萩尾 洋君）

先ほど申しましたように、近隣の他市と比べたら広いということと、3分の2が森林地帯です。きょうの新聞でも見ましたが、自然死の方が非常に多いと。人口減少に拍車をかけています。出生率も1.43、あるいは1.42。やはり出生率が1.8以上でないと現状の人口は維持できない。中山間部はますます過疎化が進んでいくと。そういう中で、やはり旧八女市ではなくて、中山間地域にもう少してこ入れをしないといけない状況ではないでしょうか。そのためには、やはり議員数を減らすんじゃなくて、議員の質を高める、その辺のところも皆さんよく考えていただきたいと思っています。

以上です。

○23番（井上賢治君）

確かに平成22年9月議会でしたか、定数を26名ということで条例としては決まっておりましたが、その時点では、平成23年の選挙で第1回目だけは30名の特例ということで30名になっておりました。ですけど、条例としては26で決まっておったわけですが、そのときの26で決まったときも、大体24名ぐらいで面積を考慮して26名でということで決まったわけがございますけれども、現在、上陽町と平成18年に合併しまして、再来年はもう12年目を迎えます。平成22年に2町2村合併をいたしまして、もう9年を迎えるわけがございますけれども、そういった、もう年月もたっておりますが、面積ということを、もう今後余り考える必要はないんじゃないかと私は思っておりますけれども、そういった点はいかがでしょう。

○10番（萩尾 洋君）

多くの方々が傍聴に見えていますが、面積を考慮しなくていいという根拠はどこにあるんですか。

済みません、逆質問していました。やはり私としては、面積も考慮すべきだと思っております。かゆいところに手が届かないようになれば、一番困るのは市民の皆様だと私は思っておりますので。

○23番（井上賢治君）

先ほど提案者からも、議員の質を上げろということでありましたけれども、やっぱり議員としては八女市全体のことを考えていかなければならないと思っております。そういった面積とか、やっぱりもう今はそういったことを言うことは、八女市の議員として全体のことを考えていく。もしも、その地域に議員がおらなくても、やっぱり周りの方で議員が助けてやると、そういった全体のことを考えていくのが八女市の市議会議員じゃないですかね。特別委員会でそういった22名ということでありましたけれども、やっぱり今、行政区も21名、21行政区をやって、やっぱりそこを考えたところで特別委員会もあつたんじゃないかと思っております。

先ほどは提案者から、委員会が3つあつて24名にして8名ずつということでございましたけれども、基本的には行政区が21ということでございますので、やっぱりそういったことも考慮した上で議長を入れて22名ということになったかと思えます。行政区が21、質問にはならないかもわかりませんが、（発言する者あり）そういったことで、提案者としてはそういったところは考えておられないんですかね。

○10番（萩尾 洋君）

だから、行政区が21だからそれに合わせて21という考えは僕は全く持っていません。それが妥当な線でしょうか。私はわかりません。

○23番（井上賢治君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

修正案の質疑を終結いたします。

続きまして、原案に対する質疑を行います。

○3番（田中栄一君）

特別委員会委員長にお尋ねをいたします。

議案は委員会提出でありまして、その総括責任は委員長にあると思えます。当然、委員会名及び議案は委員会提出であり、委員会名及び委員長名にて議案の提出がなされております。今回、委員会提出議案に対して別途24人とする案が提出されておりますけれども、委員長としてどうこれをお感じになっておられるのか。また、委員会として議案が提出された以上、その議案が可決されるよう果たすべき職務が委員長にあると思えますが、その点についてどうお考えなのかをお尋ねいたします。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

修正案が出て、それに対してどう思うかということですがけれども、議員各位それぞれの思いの中でやられている問題ですので、それについてどうだということは申し上げかねると思います。ただ、委員長としては、当然、委員会としてこのような採決の結果22名となったものですから、委員長として提出をしているものであります。

以上です。

○3番（田中栄一君）

終わります。

○2番（橋本正敏君）

委員長に質問します。

特別委員会の報告は、慎重審議の上17回もされておりました、尊重するものと重く受けとめております。ところが、全協での報告では、今、委員会報告でありましたとおりの、この大ざっぱな報告でしかございませんでした。それで、後日この中で、決定的にこの22という数字に決定するための資料はどんな資料をもってこれが作成されたのかということを知るために、委員会に出席された委員会のメンバーから資料をいただきました。

それと、もう一つ、議会と区長会との懇談会の折に、執行部から行政区長さんのほうに資料が提出されたということで、そっちのほうからもお伺いしましたので、資料をいただきました。2つの資料を見ますと似たようなものでございますけれども、この中で、委員長の最初の提案理由の中にございました、議員定数を決めるところに基本条例にもございまして、議員定数は、云々とあって、人口、面積、財政力及び市の事業課題ということで、それを決定するというようになっております。この資料を見ますと、人口と面積についてはかなりの部分で数字を22に引き出してございますけれども、財政力という面ではどのような数字をもってこれを導かれたのかを委員長にお聞きいたします。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

財政力については、財政担当課のほうから資料をいただきまして検討を重ねたところであり、それとあわせて、他市の状況も勘案しながら決定をしていったところでございます。

○2番（橋本正敏君）

その財政力とはいかなる数字をもって財政力としたのか、お聞きします。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

いかなる数字かと言われても、基本的には今までの、いわゆる当初予算、決算、そういうものを参考にしております。

○2番（橋本正敏君）

例えば財政力指数とか、3月の議会で通常諮られます一般会計予算、こういうものをこの財政力に充てて勘案されたのでしょうか、いかがでしょうか。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

当然、財政力指数も勘案しております。

○2番（橋本正敏君）

一般会計の当初予算もこれに考えられましたでしょうか。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

先ほど申し上げましたように、予算、決算、そういうものも全て考えながら行ったところでもあります。

○2番（橋本正敏君）

しかし、残念ながらこの資料には載っておりません。それは各議員で調べられてやられたものだと思って、質疑を終わります。

○9番（牛島孝之君）

委員長にお聞きします。

5対3ということで、一応、委員会としては22名ということで報告はありましたけれども、3名の方からどのような意見が出たのか。22というのがたまさかこら辺では、先ほど萩尾議員からの話の中で、柳川市がたまさか22であります。そういうとが入って22なのか、そういうことをまずお聞きします。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

いろんな意見が出されておりますけれども、何点か紹介しますと、住民の要求を酌み上げて市に提案し、反映させるためには、ある一定数の議員が必要であるから定数をそんなにむやみ減らすべきではないと。

それから、地方自治法に定められていた議員定数の上限は今はないと。各自治体の条例で定めることが法の趣旨である。八女市独自で決めればよいことから、現状維持も考えていいのではないかというような意見が出されたところでもあります。

○9番（牛島孝之君）

当初、合併当時は30人ということで、次に26人ということになりまして、その後、人口の減り方からいって今度22ということでもありますけれども、人口がどのくらい減ったのか、あるいは財政力がどのくらい、確かに交付税等が下がってきていますけれども、そういうことも考慮された上で22という数字が出たのか、お聞きします。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

先ほど来言っていますように、いろんな角度から検討をした結果、そして、それぞれの各議員の考え方を当然あるわけですが、最終的に、これについては採決をする以外にあ

りませんので、採決をした結果、先ほども出ておりましたように、5対3ということで22名としたわけですので、御了解をお願いしたいと思います。

○18番（三角真弓君）

特別委員会に私たち議員は付託をいたしまして、17回ほどの委員会があつております。全協のたびに委員長のほうから——たびというか、何回かに分けて途中経過の報告はあつておりました。本来、きょういろんな意見が出ていますけど、じゃ、私たちはその委員会に付託をした中で、その特別委員会の中で議論をされたと思いますけど、じゃ、その中に、きょうみたいな途中経過の報告や、あるいはそうじゃない日に、特別委員長に対してこういうことを考えているのかとか、どういう内容だったのか、次の全協で報告してくださいとか、そういうことがあつたのかどうかをお尋ねいたします。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

全て委員会の中で話し合ったことを報告しておりますし、最終的に皆さん方に報告した分というのは、こういう形で報告をさせていただきますということで、委員会の了解をとって報告をしているものですから、全て皆さん了解済みだということでもあります。

○18番（三角真弓君）

内容は、例えば特別委員会であつたとしても、予算審査特別委員会の中では、自分たちの所管以外は尋ねたいことをそれぞれ質疑をやるわけですね、こういうことを尋ねてくれと、委員会以外では。であれば、この定数等特別委員会に対して、自分の持っている意見や考えや、いろんな角度から意見を申すことはできると思うんですね。そういうことをやらずに、ある面では一任していた中で、今回結論が出た時点でいろんな意見を皆さん言ってありますけれども、そこに至るまでにこのような議論ができなかったのかというのは1つ思うんですけれども、もう一回、その点で特別委員長に、特別委員のメンバー以外の方でいろんな提案やこういう方向の考えをしてくれとかいう議員がいらっしゃったのかをお尋ねします。

○議員定数等調査特別委員会委員長（松崎辰義君）

その点につきましては、全協で報告した折に、これについて意見のある方はということで2回そういう時間を設けたと思っております。そういう中で、特段私の耳にはそういった問題といいますか、提案というものは入ってきておりませんので、そのことを踏まえて22というところでの最終的な報告をいたしますということで委員会では了承を得たところです。

○18番（三角真弓君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

原案及び修正案につきましては、会議規則第36条第2項及び第3項の規定により委員会付

託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、原案及び修正案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、修正案の討論を行います。

○11番（角田恵一君）

私は、この修正案に反対の立場で討論を行います。

地方議員にとって最大の権限と責任は議決権の行使にあります。したがって、私たち議員は、住民の声やみずからの調査研究から到達した結論を市政に反映させることにとどまらず、より適正な判断が下されるための審議方法にも着眼しなければならない立場にあります。しかし、では、何名の議員構成で行うことが妥当なのかという客観的根拠はないのが現実です。したがって、現状の議員定数26名を維持しなければ最終的に市民の負託に応えられないとする根拠もないわけであります。

このような中、本市議会においては、議員定数、報酬等に対して一定の方向を見出すため、平成27年6月に議員定数等調査特別委員会が設置され、これまで十数回の委員会が開かれ、最終的に特別委員会として議員定数を現在の26名から22名に削減するとの結論に至り、今定例会に提案されたものであります。この間、全員協議会にも報告がなされ、また、去る2月17日に行われた行政区長会との懇談会においても、特別委員会委員長より、委員会においての今回の議員定数22名にする結論を出すまでに16回の委員会を開催し、議会基本条例の内容、委員会主義の採用、市財政面への考慮、委員会設置の意義などの点を考慮して決定した旨の報告がなされております。

さきに述べたように、定数の明確な根拠がないわけですが、今回の特別委員会委員長提案の22名については、議員定数等調査特別委員会を設置してまでも議論を重ね、結論が出されたものです。このことは大変重いものがあると思います。

このような状況を踏まえれば、今回、修正案が出されることそのものが理解できません。確かに本会議においての個々の議員の考え方は尊重されなければなりません。特別委員会が出した結論を修正したとなると、削減する内容であっても、市民の目からすれば、議員自身の保身ではないかと映るのではないのでしょうか。あわせて、今後の議会運営における審議のあり方、特別委員会設置の意義等にも影響してくるのではないかと危惧いたします。

このような観点から、本修正案に対して反対するものです。議員各位の御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

ただいま修正案に対する反対討論がございました。

賛成討論はございませんか。

○2番（橋本正敏君）

賛成の立場で討論いたします。

先ほど私言いましたけれども、一般会計予算を加味したらどんな数字になるかということをお一人でやってみました。現在、平成28年度の一般会計予算を統一してさまざまな市を、近隣の都市と類似の都市と分けてしてみました。

ちょっと言ってみますけれども、現在26名ですけれども、1人当たり八女市は13.7億円抱えています。22名にすると1,620,000千円ぐらい抱えることになります。近隣でいいますと、筑後市は10億円、みやま市は10.8億円、大川市は9億円、柳川市は13億円でございます。どの数字におきましても、26名の現在によっても、1人が抱える予算は低いものでございます。

それから、先ほど井上議員おっしゃいました日田市とか、長野県伊那市、丹波市、秩父市、新潟県の村上市、青森県十和田市、八女市と類似した団体におきましては、日田市は、先ほど言いました17億円でございます。丹波市が1,970,000千円、それから秩父市は14億円です。村上市は1,360,000千円、十和田市は1,320,000千円。修正案の、この16億円に仮に八女がなったとしますと、今挙げた6つの類似の都市の3つが上になって3つが下になるわけです。24人にした場合でも、上が3つ、下が3つになって、ちょうど八女市は真ん中になるわけです。

それから、私たち議員は二元性の両輪と言われますけれども、八女市が活力あるためには、やはり一般会計予算というのが一番重要というか、なると思うんですね。

それから、もう一つつけ加えになりますけど、これはそんなの要らんとされるかもしれませんが、職員数も調べました。職員の数におきましても、それは市の職員の数を減らせばいいと言われるかもしれませんが、現在におきまして、ちょうど24名が妥当な職員に対する議員の数でございます。現在というか、24名にしたときがちょうど職員数もちょうど真ん中になるということでございます。

それから、もう一つ、今、行政区が21あるという議員おられましたけれども、その中で、行政区があつて議員がおられない区が3つあります。これで、仮に4つふえるとなりますと、そういうことはありませんと思いますけれども、7つの議員がおられない地区が生まれる可能性がございます。そうすると、全体の3分の1になります。そういうことを勘案しますと、一気に26から22に減らすということは、思い切ってやればできないことはないのかもしれませんが、八女市の行政を今からやっつけられる市長に対しまして、それに対して議会が両輪となって働くためには、その監視能力としては、ある程度の議員数は必要ではないかと私は考えます。

以上をもって、24名に賛成の立場で討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

次に、反対討論を行います。

○3番（田中栄一君）

私は、議員定数を現在の26人から24人とする議案に対し、反対の立場で討論を行います。

特別委員会の結論として、次期改選時の議員定数を22名とした経過については、全員協議会や区長代表者との懇談会に特別委員長から報告がされましたけれども、その中では、現状維持とする意見と22人とする意見があったことしか報告されていません。議員定数を24人にするという案に関しては全く議論に上がっておりませんので、私には、先ほどもお話ししましたように、唐突に提案された折衷案としか思えないわけであります。

次に、面積でございますけれども、提出者は広大な面積と言われておりますけれども、先ほど来、井上議員からもお話がありましたような、日田市は市域面積が606平方キロメートルと八女市に比べて124平方キロメートルも広く、議員1人当たりの面積は28平方キロメートルと広範な区域をカバーされております。八女市の議員定数を22人としても22平方キロメートルであり、日田市ではそれ以上の広範な地域の民意を反映されております。また、九州一面積が広い大分県佐伯市は、さらに広範囲で、35平方キロメートルを議員1人でカバーされております。

以上の点から、面積が広いという論点は成り立たないと思っております。

今回、議員定数を24人とすることについては、特別委員会での審議はもちろんのこと、議員間においても論議されていない定数については審議が不十分であり受け入れがたいものでありますので、反対を表明するものであります。

○議長（川口誠二君）

次に、賛成討論を行います。

○21番（森 茂生君）

私は、修正案に賛成する立場で討論を行います。

住民から直接選挙で選ばれた市長と住民の代表である議員で構成する議会との二元代表制のもとで、議会には3つの役割があると思っております。市民の多様な意見を酌み上げ、市政と市民とをつなぐパイプ役としての役割。もう一つが、執行機関に対する批判と監視の役割。そして、政策立案、いわゆる立法の役割があると思っております。定数の削減によりまして、こうした役割が縮小されることがあってはならないと思っております。ましてや議員の定数問題は、地方政治における民主主義の基本の問題という点から、議会内部の十分なる合意形成が必要であります。しかし、現時点において、合意形成が十分とは言えません。それどころか、議会が真っ二つに割れるような状況のもとで強引な大幅な定数削減をするべき

ではないと私思っております。しかしながら、現実的にどちらかを判断しなければなりませんので、私は修正案の24名に賛成するものであります。

議員の皆さんの御賛同をよろしく願いしまして、賛成討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

よろしいですか。

修正案の……。

○9番（牛島孝之君）

私は、今の修正案に賛成の立場から討論いたします。

確かに日田市とか佐伯市とかいろいろな事例は出されました。ただ、確かに減った事例はあるかもしれないけれども、それじゃ、その旧日田市であれば旧中津江村とか、上津江村とか、そういうところの意見が果たして反映されているのか。その住民が減ったことによって満足されているのか、そういうことまで検証しない限り、隣の日田市が減ったから八女市も減らすんじゃないなくて、やはり議員が質の向上も必要でしょうし、急激に26から22に減らすのには反対であります。

やはり委員長報告としては、確かに26名から22名というような意見もございましたけれども、やはり各地域地域から議員がということであれば、確かに井上議員も言われましたように、八女市全てを考えなくちゃいけないと言われましたけれども、そういうことも鑑みたくて、私は24名は必要だろうと思います。

以上です。

○5番（高橋信広君）

私は、議員提出議案第1号に対しての反対の立場で討論を行います。

第1に、議員定数を24人とする案は、議員定数等調査特別委員会及び全員協議会において一度も議論がなく、全く唐突で道理にかなったものではなく、到底これを受け入れることはできません。

第2に、提案理由が、議員定数等調査特別委員会において検討した事項、例えば面積や他市との比較など十分論議を重ねた課題もあり、論理的理由、あるいは具体的な理由、これが示されておらず、市民の皆様に理解が得られるとは考えられず、容認するものではありません。

以上の理由から、議員定数議案第1号に反対する討論とし、終わります。

○議長（川口誠二君）

議員提出議案第1号修正案です。いいです。

修正案の討論を終結いたします。

続きまして、原案に対する討論を行います。

○11番（角田恵一君）

反対討論があれば先にお願ひしたいと思ひます。私は賛成の立場で討論いたしますので、議長の配慮をお願ひします。

○議長（川口誠二君）

反対討論ございませんか。

○4番（堤 康幸君）

私は、議員定数に関する原案に対して反対の立場で討論を行います。

理由。地域の意向というのが1つ大きな理由です。この調査特別委員会に私もずっと参画して議論を重ねてまいりました。その都度、地域でいろいろな意見、そういう聴取する機会があるたびに、この件に関しても地域の皆さん方の意見を聞いてまいりましたけれども、急激な定数減には慎重であるべきというのが私のいろいろな意見を聞いた範囲の中での大多数の意見でございました。

それから2点目、二元代表制をとっておるこの地方自治体にとって、市長の独任制と議会の合議制、これの抑制と均衡というのが非常に大事なことだろうと思ひます。特に八女市の場合、その谷々で地域間の多様な特色があり、また多様な課題がございます。それをしっかり解決をしながら市の発展につなげていくためには、当然、それなりに多様な意見、考え、知恵が必要であるという点も考えております。あんまり急激な定員削減には、その方向にはそぐわないというふうな点が1点あります。

それから3点目、平成23年に地方自治法第91条の1項が削除になっております。上限数を規定した項目であります。今の現状でふやすというのは、恐らくもう到底考えられないことでございますけれども、上限数が撤廃されたということは、解釈としては必要ならば議員はふやしてもいい、5万人以上、10万人未満、前規定によりますと30人ということになっておりました。今の定数26人というのは、5万人未満の市ということで規定されておりました。これはなくなりましたけれども、そういうことを鑑みまして、できるだけ多様な意見が出るように、議員定数は余り急激に減ずるものではないと。とりあえず今回の原案に対しては、そういう意味をもちまして、反対の意見を表明して討論を終わります。

○11番（角田恵一君）

私は、委員会提出議案第1号について賛成の立場で討論を行います。

今回提案された議員定数改正については、平成27年6月に設置された議員定数等特別委員会において慎重な議論がなされ、結論が出たものであると思ひます。22名の数においても、

さきの修正案に対して反対討論でも申しましたように、客観的な根拠がないにしても、特別委員会での議論の結果を尊重したいと思います。

また、既に議員定数削減を行った自治体から、議員定数が減って住民生活に支障を来した、地域づくりが後退した、あるいはチェック機能が低下して、行政による無駄遣いが膨らみ、財政状況が悪化したなどという報告を耳にしたことはありません。むしろ結果は逆であります。こうした現実を直視したとき、定数を削減しても十分市民の負託に応えることは可能であると考えます。

4名の議員削減は、議員からしてみれば狭き門となります。しかし、あえてみずから厳しい選択をすることが、今まで以上に市民や現場で働く市職員との議員との信頼を深めるきっかけとなることを確信します。それこそが議員定数削減の最大の効果であると考えます。

このようなことから、本案に対し、賛成をいたします。議員各位の御賛同をお願いし、討論とします。

○6番（小川栄一君）

反対の立場で討論をいたします。

民主主義は、そもそも全員で考えることがもともとの考え方です。八女市のことは八女市全員の考えを反映すべきです。それができないがために代議員制という形をとられております。それを考えますと、代議員は多いにこしたことはありません。これからますます人口が減る中で、さまざまな問題が出てまいります。その中で、より多くの人間、それからより多くのさまざまな階層、それから地域から出てきた議員がしっかりと八女市のこと、将来のことを考えて進めていく必要があります。拙速に議員定数を減らすべきではないと思います。

以上の理由から、これに反対をいたします。

以上です。

○16番（栗原吉平君）

委員会提出議案第1号に賛成の立場から発言させていただきます。

一人一人、議員というのは、地域地域、あるいは地域の意見や要望というのは十分御理解し、そして、議会の中で発言されるということは当然のことでございますし、そういったことも含めてやはり議員一人一人は尊重したいと思います。

ただ私がここで言いたいのは、特別委員会という名のもとに、1年数カ月、十何回の会議を重ね、その意見の重みというのがどれだけあったかということだろうと思います。その中には、やはり財政、それから面積、人口、それから高齢化、いろんな予測を立てながら、他の市町村等もかいま見てきました。日田市の中津江が出ましたけれども、日田市の中津江村は今回の改選で、あの村には誰も一人も議員がいません。私は歩いてみて、やはり議員がいなくても、きちっとやっぱり議員さんたちは一生懸命やってくれるという大きな意見が大半

でございます。必ずしも面積とは関係ないということを私は実感をいたしました。

そういう観点で、やはり特別委員会の重み、そして特別委員会が決めたこと、私は委員として決めましたけれども、そういった言葉を信じてこの議案に賛成の討論をしたいと思いません。

以上です。

○議長（川口誠二君）

反対ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

ないようでしたら、賛成がありましたら。

○5番（高橋信広君）

私は、委員会提出議案第1号に対して賛成の立場で討論いたします。

委員会提出議案第1号は、議員定数等調査特別委員会において、一昨年8月から17回の会議で議論を重ね、また、昨年8月には山口県的美祢市と萩市へ視察研修も実施した結果、八女市議会においての必要かつ十分である適正な議員定数を探求し、22人と算定されたものですが、この結論に至ったバックボーンは、平成22年2月1日に施行されました八女市議会基本条例であります。ここには、議員定数のあり方を明確に示されていますが、第4条には、議員は自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする」とあり、ここに八女市議会が目指すのは、どのような議員ということが明記され、また、第10条の2には、八女市議会は、議員相互間の活発な討議によって議論を尽くして合意形成に努めるものとあり、そのためには何人が必要かということが示されております。端的に言いますと、議員は常にみずからの資質を高める努力をし、議会においては、議員間の活発な討議によってよりよい結論を出していくということですが、これはどのような議員が何人必要かということを示唆していると読み取れます。

また、第18条には、議員定数は将来の予測や展望の考慮及び類似自治体の人口、面積、財政力など、客観的事実を比較、検討した上で決定することが明記されております。

そこで、議員定数等調査特別委員会において、八女市議会基本条例に基づき、主観的視点及び客観的視点で議員定数を見出し、議論を重ねて出された結論が22人であり、論理的かつ将来を踏まえた根拠があるものと判断し、委員会提出議案第1号に賛成するものです。

最後に、この両議案は、24人か22人かの賛否はもちろんです、何よりも八女市議会の議会力が問われている案件であり、議員各位の慎重なる熟慮を賜りまして賢明な判断をお願い申し上げます、討論を終わります。

○3番（田中栄一君）

くどういようでございませうけれども、委員会提出議案第1号に賛成の立場で討論を行います。

委員長の提案理由にもありましたように、議会基本条例第18条第2項では、「議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するもの」とあります。この条例に従って賛成の理由を申し上げます。

まず、人口についてです。

人口5万5,000人以上7万5,000人未満で、かつ面積が400平方キロメートル以上700平方キロメートル未満の八女市との類似団体が全国に12市ございませうけれども、その平均の定数は22.8人となっております。その中でも、隣接する日田市では、平成29年2月末の住民基本台帳人口が6万7,528人と、八女市と変わらない人口でありながら議員定数は22人であります。議員1人当たりがカバーする人口は八女市を大きく上回っております。すなわち、日田市は全国レベルの定数の中で、議員としての責務の重さ、議員の重要性が大変大きく、議員の質の向上が図られていると思います。私は、八女市議会としても全国レベルの定数にする必要があると思っております。

また、八女市総合計画後期基本計画の人口ビジョンは、平成32年目標を6万700人とされており、これからの人口減少が厳しく予測される中で、議員定数についても英断を強く迫られていると思います。

次に、面積でございませうが、先ほど申し上げましたので、割愛させていただきます。

次に、財政問題です。

平成22年の市町村合併以来、八女市歳入の35%を占める地方交付税は、合併算定替えの特例により、合併前の市町村が交付されていた額に見合う地方交付税が交付されておりましたけれども、平成27年度から年々遞減されており、平成32年度には一本算定となります。執行部では、年々増加する扶助費や各種事業などの将来コストを見据えて、財政の合理化、効率化に鋭意取り組まれていることは議員各位も御承知のことだと思います。職員数につきましても、平成22年度から定員適正化計画を策定し、合併当時649人の職員数を第1次計画終了時の平成27年度は580人、第2次計画終了時の平成32年度には555人と、実に94人、14%の削減を計画されております。財政健全化を執行部に求める議会も、みずから身を切る姿勢を市民に強烈に示すことが求められていると思います。

次に、市民の議員定数に関する声の反映であります。

私も会合などで議員定数について市民の方の意見を求めてまいりましたけれども、私がお話した中では、22人という定数について異論を唱える方は極めて少数であり、中には20人に減らすべきだという意見も聞かれました。本日は多くの市民の方が傍聴にお見えであります。皆さんの関心は、次期改選時の議員定数が特別委員会で結論を出した22人に決まるのかという1点ではないかと思っております。そのような市民の声があるということも念頭に

据えておくべきだと思っております。

次に、八女市には21の校区がありますが、その点も考慮しなければならないと思っております。私は21の校区を基準に議員定数はどうあるべきかを考えてまいりましたけれども、多過ぎても少な過ぎてもいけないという中で、正数である22人が望ましい議員数であると結論をいたしました。

以上のことから、私は八女市の議員の定数は22人が適正であると判断し、かつ民意にも十分に応えることができる定数だと確信するものであります。

八女市の将来をにらんで、その一翼を担う八女市議会議員の議員定数がどうあるべきか、議員の皆さんの御賢察をいただきますことをお願いしまして、賛成討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

ただいまから採決を行います。

まず、修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第2号 八女市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 八女西部広域事務組合議会議員の選挙

○議長（川口誠二君）

日程第4. 八女西部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

八女西部広域事務組合議会議員に大坪久美子議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました大坪久美子議員を八女西部広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大坪久美子議員は、八女西部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八女西部広域事務組合議会議員に当選されました大坪久美子議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知を行います。

日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（川口誠二君）

日程第5. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より2名の方を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。茅島ひさみ氏及び山口尚之氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨、市長に通知したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、茅島氏及び山口氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨、市長に通知することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成29年第1回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会副議長 大 坪 久美子

八女市議会議員 角 田 恵 一

八女市議会議員 寺 尾 高 良